部分を除く。）の電気設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。なお、㋐から㋒は同一工事かつ１棟の建物であること。

㋐　建物用途：庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）の合計面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

㋑　建物規模：地上８階建以上で延べ面積10,000㎡以上

㋒　工事種目：電灯設備又は受変電設備を含む

・同種工事２とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次の㋐から㋒の要件を満たす新築又は増築（増築の場合は既存部分を除く。）の電気設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。なお、㋐から㋒は同一工事かつ１棟の建物であること。

㋐　建物用途：庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）の合計面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

㋑　建物規模：地上３階建以上で延べ面積3,000㎡以上

㋒　工事種目：電灯設備又は受変電設備を含む

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の電気工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　７⑴１）の認定（７⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑴１）の認定を受けていない構成員が７⑴１）の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、７⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに７⑴１）の認定を受けていないとき並びに当該認定を受けたものの認定の際に算定した経営事項評価点数が７⑴２）の条件に満たないとき又は７⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（７⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

また、当該工事の開札の時までに、構成員が７⑴１）の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和４－６年度　徳島法務総合庁舎電気設備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「令和４－６年度　徳島法務総合庁舎機械設備工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年６月28日

四国地方整備局長　丹羽　克彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事名　令和４－６年度　徳島法務総合庁舎機械設備工事

２　工事場所　徳島県徳島市徳島町２－17

３　工事内容

本工事は、次に掲げる暖冷房衛生設備工事である。

１）庁舎

建物用途：事務庁舎
建物構造：鉄骨造
建物規模：地上10階建
延べ面積　11,927.78㎡
工事内容：空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、雨水利用設備　新設一式

２）屋外

工事内容：給水設備、排水設備　新設一式

４　工期　令和５年１月４日から令和６年６月28日まで（発注者の示す余裕期間：契約締結日の翌日から令和５年１月３日まで）

５　申請の時期

令和４年６月30日から令和４年８月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和４年８月５日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、令和４年６月29日から

〒760－8554 香川県高松市サンポート３－33

四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087－851－8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）、又は電子メールにより提出すること。提出場所は上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。なお、申請書への押印は不要とする。また、電子メールにより提出する場合の提出先アドレスはskr-shikaku@mlit.go.jpとし、メール送付後、その旨を上記⑴まで連絡すること。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）７⑵１）の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、申請書とともに交付する様式又は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和４年６月28日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式－１－１及び様式－１－２を使用すること。）。